

茨木市市民活動センター指定管理者候補者募集に関する質問及び回答一覧

No.	資料名	ページ・項目	質問内容	回答
1	募集要項	p.1 「2 施設の概要」(6)	「月2回程度の休所日」は何曜日ですか。	休館日は施設の予約等にも影響があるため、あらかじめ全館管理の指定管理者と市で協議を行い、各指定管理者には事前にお知らせする予定ですが、曜日で定めるのではなく、必要に応じ、臨時の休館日として、市長の承認を経て定めることとしております。
2	募集要項 仕様書	p.2 「5 指定の期間」 p.8 「7 開館準備業務(別途委託)」	開館準備業務(別途委託)について、予算上限額はいくらですか。未定の場合、委託料の積算や予算上限額に対する業務量調整は、指定管理者の意見がどの程度重視されますか。また、指定管理者が負担しない費用は、具体的に何ですか。	開館準備業務に係る詳細や委託料(予算上限額)については、指定管理者と市で協議を行い決定するため、現時点では未定です。 なお、指定管理者が負担しない費用としては、業務期間中に発生する光熱水費があります。
3	募集要項	p.2 「6 応募条件及び資格」	(1)応募の条件が「共同事業体」となっていますが、(2)応募資格は「法人その他団体」となっています。応募主体・指定管理団体となるのは、共同事業体なのか、1法人等なのか、どちらですか。	応募主体・指定管理者となるのは共同事業体であります。なお、共同事業体が法人格(NPO法人格等)を取得されている際は当該法人になります。
4	募集要項	p.2 「6 応募条件及び資格」(1)	共同事業体の構成員の「市内で活動する複数の市民活動団体」「市内で活動する複数の市民活動団体及び民間企業など」に、同業団体や経営団体などは含まれますか。「含まれない例」も教えてください。	同業団体や経営団体は主たる目的が業界や経営者間の発展、連携強化、相互啓発、親睦等であるため、「市民活動団体」には含まれないと判断しますが、「民間企業など」には含まれると判断します。 なお、含まれない例としましては、暴力団及び暴力団と関係のある団体等があげられます。
5	募集要項	p.2 「6 応募条件及び資格」(1)	共同事業体の構成員数の下限・上限はありますか。	共同事業体の構成団体数は2団体以上で上限はありません。
6	募集要項	p.4 「8 指定管理業務に係る経費」(3)	指定管理料の積算について、「経費」から「収入」を差し引いた額で指定管理料が決定されるとありますが、ここでいう「経費」は一般的に事業者が見積書として作成する際の代金のことですか。もしも「指定管理者が実際に支払う費用」と同額を意味する場合は、指定管理者が経営難に陥るリスクが大きいと思われます。	経費の積算は、実施する事業に係る見積もり金額などを参考に指定管理者と市で協議のうえ決定します。

茨木市市民活動センター指定管理者候補者募集に関する質問及び回答一覧

7	募集要項	p.5 「8 指定管理業務に係る経費」 (4)	「余剰金が生まれても精算返還は不要」とありますが、一方で「指定管理料に要する経費から収入金を差し引いて指定管理料を決定する」のだから、原則は「余剰金を生まない指定管理料」にすることですか。	指定管理料の積算にあたっては、通常見込まれる利用料金収入等や実施する事業に係る見積もり金額などを参考に市と指定管理者で協議のうえ決定するため、原則は余剰金を生まない指定管理料になりますが、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力によって生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。
8	募集要項	p.5 「8 指定管理業務に係る経費」 (6)	「指定管理料で購入・調達した備品等は茨木市に帰属」とありますが、これは「指定管理料の決定時に具体的に積算した備品」のみを指しますか。積算に含まれなかった備品等や、決算後の余剰金で購入した備品等は、「指定管理者が自ら購入した備品等」となり「指定管理者の所有」になりますか。	本市に帰属する備品等については、指定管理料算定時に積算した備品等以外にも、積算に含まれない備品等を指定管理料で購入・調達したのも対象とします。 なお、決算後の余剰金で備品等を購入又は調達した際は指定管理者に帰属します。
9	仕様書	p.7 「4 スタッフの配置」	コーディネーターとして「市が指定する人員を配置する」とありますが、市が指定する人物を、他法人である指定管理者が採用しなければならないということは考えにくいので、このコーディネーターは市が雇用し、派遣か出向を指定管理者が受け入れるということですか。常勤非常勤の別と、勤務時間数、人数も教えてください。	コーディネーターは市民活動に関する相談やプログラムのサポート、新たなネットワークづくりなどの多様な主体との調整・コーディネート業務等を担うため、本市の市民活動に対する考え方や、「おにクル」のコンセプト、また、コーディネーターとして必要なスキル等についての本市が実施する研修(ワークショップ)を受講した、市が指定する人材を指定管理者と調整のうえ、指定管理者に雇用していただきます。 なお、人数や詳細な雇用形態については、別途、市と指定管理者で協議を行い決定する予定です。
10	仕様書	p.7 「4 スタッフの配置」(3)	開所時の2名以上の体制にコーディネーターを含めるとあるので、コーディネーターも開所業務に当たることになり、指揮命令者が指定管理者と異なると業務に支障をきたす可能性があると考えられますが、指揮命令者は誰になりますか。	指揮命令権は雇用主である指定管理者が有します。
11	仕様書	p.7 「4 スタッフの配置」(2)	コーディネーターの育成、業務遂行、評価の責任が市に属することを確認したいです。	雇用後のコーディネーターの育成、業務遂行、評価については指定管理者で実施いただきます。

茨木市市民活動センター指定管理者候補者募集に関する質問及び回答一覧

12	仕様書	p.7 「4 スタッフの配置」(1)	統括責任者を「1名任命する」とありますが、責任者の選任は指定管理者が行い、市が任命するということですか。または、指定管理者自身が責任者を選任・任命するということですか。	統括責任者の選任、任命は指定管理者で行っていただきます。
13	仕様書	p.7 「6 報告書の作成」	(1)定期報告書と(2)事業報告書の違いは、ウの管理経費等の収支状況等のみということで、月次報告を12か月積算したものと収支状況でよいですか。また、誰でも使えるオープンスペースでの人流(来所者)は、どのように把握しますか。	報告書についてはお見込みのとおりです。オープンスペースにおける来場者数については、より適切な把握方法等について、指定管理者と市で協議し決定します。
14	仕様書	p.2 「1 管理運営の基本方針」(3) p.6 「3 指定管理者が行う業務」(8) p.9 「11 安全管理」	左の3項目のそれぞれで書かれているように、利用者が安心して利用できる環境を確保することが求められています。誰でも来れるオープンスペースの安全管理に責任を持たされることは非常に難しいです。また、指定管理の場所のみではなくおにクル全館で活動を展開するという事は、全館の安全管理についても言及されますか。保安警備に努めるのはどの範囲でしょうか。	施設全体の警備業務については、全館管理の指定管理者において実施いたしますが、市民活動センターが所管する施設等(市民交流スペース、コワーキングスペース、作業スペース等)やその他のオープンスペース等を利用した活動にあたって混雑等が生じた場合は、他の利用者の迷惑にならないように利用者・入館者の安全管理に努めていただきます。
15	仕様書	p.6 「3 指定管理者が行う業務」(10)	自己モニタリング等の実施について、「アンケート調査の結果については、速やかに市へ報告すること」とありますが、結果数値を速やかに報告するという理解であっていますか。	アンケート調査の結果については、数値等の集計結果や、センターに対するニーズ等、調査内容に応じた結果を市に報告いただきます。
16	募集要項	p.2 「6 応募条件及び資格」(1)	応募条件ウに、「共同事業体の構成員は、別の共同事業体の構成員ではない。」という条件があります。これは、Aという共同事業体を構成する団体Xが、Bという共同事業体にも構成団体として加わってはいけなく、という意味で相違ないでしょうか。 共同事業体Aをととも構成する団体X、Yがある場合に、個人のMさんがXにもYにも会員(または役員)として加わってはいけなくという条件は、本件の応募条件として課せられていないことを確認したいです。	お見込みのとおりです。
17	募集要項	p.2 「4 リスク分担」リスク分担表	最低賃金の上昇は、市と指定管理者いずれのリスクとなるでしょうか。	リスク分担表中「物価の変動」に含まれると考えっておりますので、それも含めて収支予算書に見込んでください。